

# 東郷町介護予防・日常生活支援 総合事業に係る事業者説明会

1月25日・26日 東郷町 長寿介護課



# 本日の内容

1. 事業所指定の更新について
2. 新しい基準について
3. 短期集中型予防サービスについて



# 1. 事業所指定の更新について



# 現在の事業所指定のイメージ

H28年7月31日  
東郷町総合事業開始

H30年3月31日

A1 (訪問型現行相当)  
A5 (通所型現行相当)

申請不要

A2 (訪問型現行相当)  
A6 (通所型現行相当)

申請必要

A3 (基準緩和型訪問)  
A7 (基準緩和型通所)

更新申請



# 指定更新申請が必要です

平成30年4月1日以降  
東郷町の要支援認定者、事業対象者に  
訪問、通所介護サービスを提供する場合は  
現行相当、基準緩和に関わらず

**必ず届け出が必要です。**



# 指定更新申請の方法①

## 提出必要書類

### ア 更新申請書(案)(別紙)

正式な様式は

東郷町ホームページに2月1日に公開予定

### イ 同事業所が受けている、東郷町以外の 介護給付、予防給付(県、名古屋市等)、 総合事業(他市町村)の指定通知書の写し

## 指定更新申請の方法②

- 指定の申請書に添付書類を添えて提出期限までにご提出ください。

提出期限：2月28日（水）

- 他市町村の方を受け入れるには、それぞれの市町村に届け出が必要になります。（届け出の方法は異なります。）
- 新たに基準緩和型サービスの指定を受ける場合は、従来の様式で申請を行ってください。

## 2. 平成30年度からの 新しい基準について





# 基準の変更点①

サービスの名称を変更します。

サービスコード	現名称	新名称
A1、A2 A5、A6	現行相当サービス	給付相当サービス
A3、A7	基準緩和型サービス	<u>「現在検討中」</u>



# 基準の変更点②

平成30年4月から東郷町の  
地域区分は6級地に変更されます。

		7級地	6級地
1単位当たりの 単価	訪問	10.21円	10.42円
	通所	10.14円	10.27円



# 基準の変更点③

現在の包括報酬を廃止し、  
利用回数あたりの請求になります。

	週1回程度	週2回程度
訪問型サービス	1, 168単位	2, 335単位
通所型サービス	1, 647単位	3, 077単位



# 基準の変更点③

## ・訪問型サービスの新単価

	1回あたりの単価
週1回程度	266単位
週2回程度	270単位

ただし、1か月の利用上限回数は週1回程度（要支援1）で4回、週2回程度（要支援2）で8回とする。（QA参照）



# 基準の変更点③

## ・通所型サービスの新単価

	5時間まで	それ以上
週1回程度	378単位	加算を予定しています。
週2回程度	389単位	

ただし、1か月の利用上限回数は  
週1回程度（要支援1）で4回、  
週2回程度（要支援2）で8回とする。（QA参照）



# 基準の変更点④

4月以降、現行相当を利用する場合には  
ケアマネによる確認書の提出が必要になります。

届出書の様式は東郷町ホームページに  
2月1日に公開予定です。



# 3. 短期集中予防サービスについて



# 現在の総合事業イメージ

## 相談

- ・体の調子が良くない・・・
- ・介護のサービスを利用したい・・・

## 認定

- ・介護認定申請による要支援認定
- ・チェックリストによる事業対象者認定

## 利用

現行相当、基準緩和型サービスの利用開始





# 理想とする総合事業イメージ

## 認定

- ・介護認定申請による要支援認定
- ・チェックリストによる事業対象者認定

## 短期集中予防サービス

### 機能回復

地域のサロンや  
介護予防教室の利用開始

### 利用

現行相当、基準緩和型  
サービスの利用開始



# 短期集中予防サービスについて①

短期集中予防サービスとは……

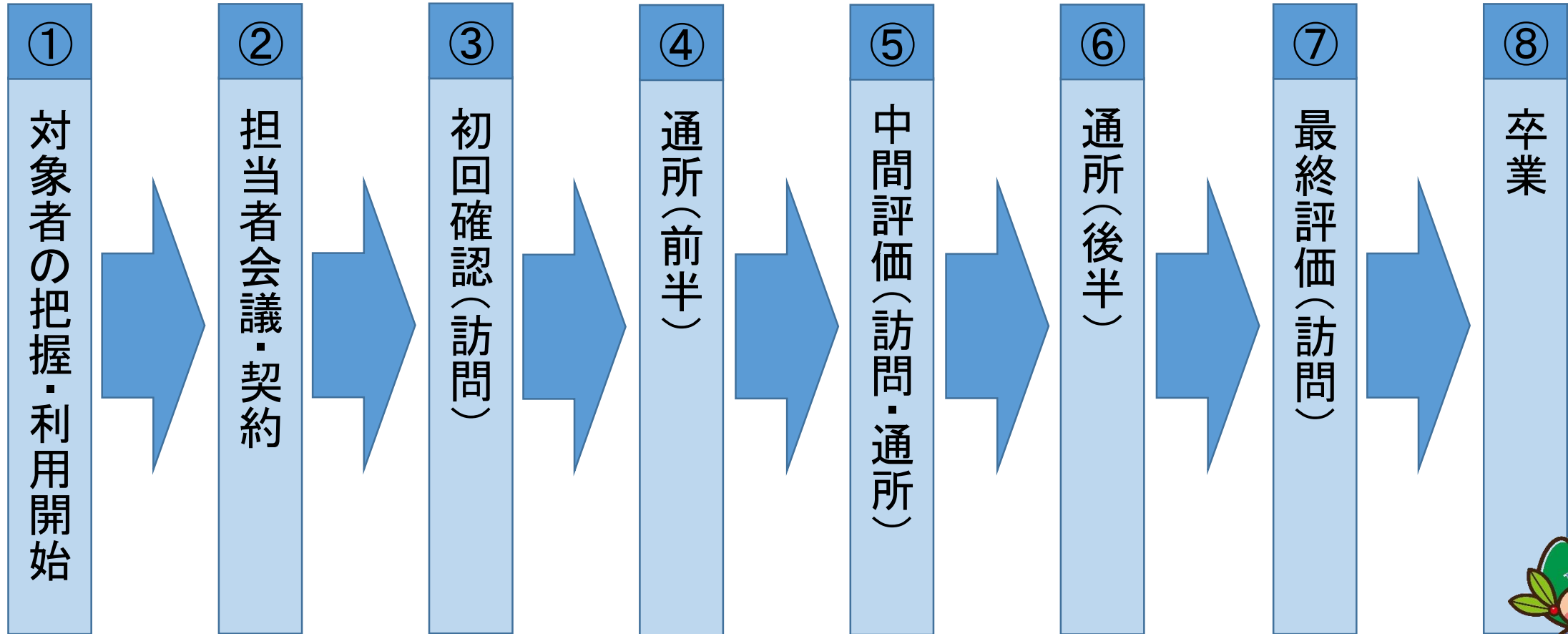
所定の期間と回数でリハビリを集中的に受けることで  
要支援状態になることの予防、要支援状態を改善する等  
短期間で機能改善を目指すサービスです。

- 平成30年4月から開始。
- 提供期間は3か月から6か月、提供回数は計30回以内を予定。
- 利用開始時、提供期間中に評価を行うことで  
その方に適した個別プログラムを組むことができます。



# 短期集中予防サービスについて②

## サービスの流れ



# 短期集中予防サービスについて③

## ①対象者の把握・利用開始

チェックリスト実施者や新規認定申請者の中から本サービスの利用が適当である利用者にご案内をする。

## ②担当者会議・契約

その他のサービス利用時と同じように担当者会議を実施します。



# 短期集中予防サービスについて④

## ③訪問確認

包括が作成したアセスメント表をもとに、利用者宅を訪問。生活環境評価を行い、その人によって最善のリハビリ目標を個別に立てます。

## ④通所(前半)

個別目標に基づいて個別計画を作成し、通所リハビリの提供を開始します。

通所リハビリの提供回数は24回以内です。



# 短期集中予防サービスについて⑤

## ⑤ 中間評価（訪問・通所）

通所リハビリを開始以降、適切なタイミングで適宜います。  
（ただし、最低1回は開催。）

目標達成度、計画変更の必要性などを話し合い。

## ⑥ 通所

中間評価の結果に基づいて、残り回数に通所リハビリを行います。



# 短期集中予防サービスについて⑥

## ⑦最終評価

所定回数<sup>の</sup>訪問、通所の提供を行った後、最終評価を行います。

目標の達成度、その後のサービス利用等を話し合い。

## ⑧卒業

・改善により介護サービスの利用をしない方  
(サロン、予防教室等)

・介護サービスの利用を開始する方(基準緩和サービス等)  
etc....

# 短期集中予防サービスについて⑦

サービス提供事業所は、以下の2事業所で行います。

**【訪問】訪問看護リハビリステーション太陽**

TEL:0561-39-1977

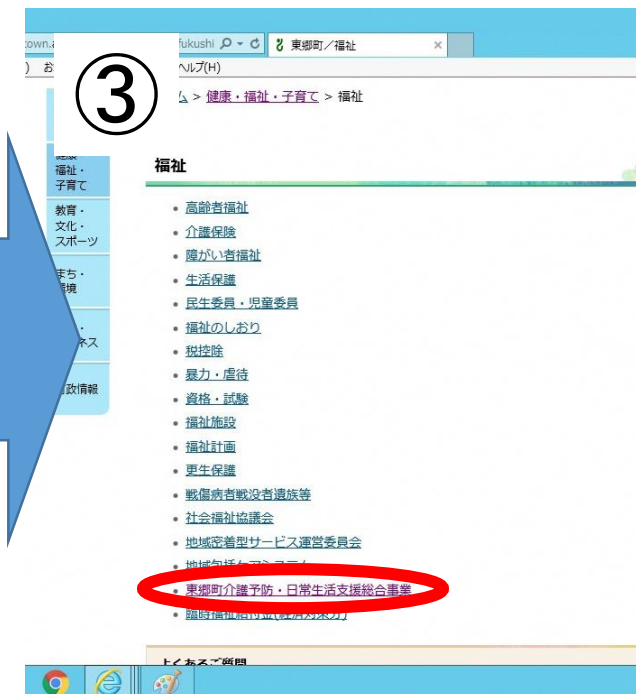
**【通所】老人保健施設和合の里**

TEL:052-807-1500





# 様式等の掲載場所について



① ホーム画面から「健康・福祉・子育て」を選択

② 「福祉」を選択

③ 「東郷町介護予防・日常生活支援総合事業」を選択



ご清聴ありがとうございます。  
ございます。

